

地すべり防止区域について

地すべり対策事業

【地すべりとは...?】

土地の一部が地下水等に起因してすべる現象または、これを伴って移動する現象。

【地すべり対策事業とは...?】

地すべりによる被害をなくしたり軽減して地すべり防止工事を行ない、国民の生命、財産を守り、国土を保全する事業。

※

国土交通大臣等が指定した土地(地すべり防止区域)に国土の保全を目的として、静岡県や国土交通省等が行う事業。

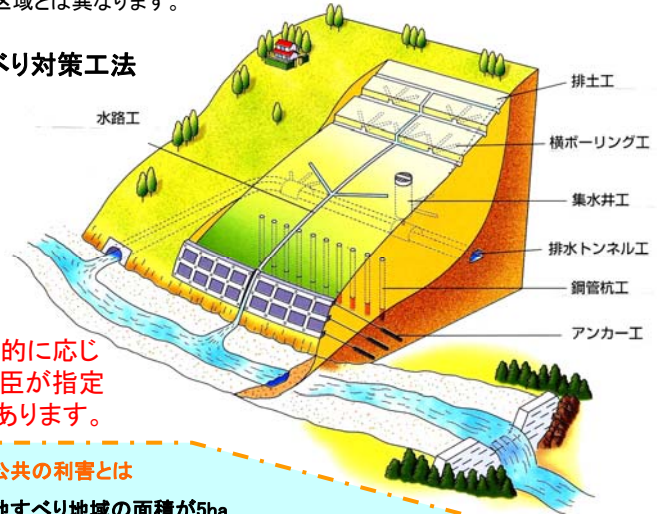
地すべりを防止するため、地下水の水位を下げたり、動きを止めるための構造物等の工事を行います。

※保全する目的に応じ農林水産大臣が指定する場合があります。



※地すべり対策以外については、別の法律による事業であり、法指定区域も地すべり防止区域とは異なります。

地すべり対策工法



【地すべり防止区域とは...?】

地すべり等防止法(昭和33年3月31日施行)に基づき国土の保全のため以下の必要性がある土地。

- ・地すべりを起こしている土地又は地すべりを起こす恐れがきわめて大きい土地において公共の利害に密接な関連があるもの。
- ・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められる土地

【地すべり防止区域内の土地の権利】

地すべり防止区域に指定されると、区域内では**行為の制限**がかかります。これについては、“**地すべり防止区域内の行為について**”をご覧ください。

地すべり防止区域において、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められる時は、区域内の居住者に対して、**立退**を指示する場合があります。

※公共の利害とは

●地すべり地域の面積が5ha

(市街化区域にあっては2ha)で以下に該当するもの。

1. 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(但し、2級河川以上の河川及びこれに準ずる規模の河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの。
2. 鉄道、都道府県道以上の道路又は迂回路のない市町村道、その他公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。
3. 官公署、学校、または病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。
4. 貯水量30,000m³以上のため池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの。
5. 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。
6. 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。

地すべり防止区域内の行為について

【地すべり防止区域になった場合の行為制限とは... ?】

～地すべり等防止法第18条、第20条 地すべり等防止法施行令第4条、第5条～

以下の行為を行う場合は**県知事の許可**が必要です。

詳細は最寄の県土木事務所管理担当課へお問い合わせ下さい。

地すべり防止区域内における行為制限の概要

行為制限内容	行為制限の 許可が必要な行為	行為制限の 許可を要しない行為
地下水に関する行為	<ul style="list-style-type: none"> ①地下水を誘引する行為又は地下水を停滞させる行為で、地下水を増加させるもの ②地下水の排水施設の機能を阻害する行為 ③その他地下水の排除を阻害する行為 	<ul style="list-style-type: none"> ①有効断面積45cm²以下の管渠(漏水の少ないもの)により、区域外から地下水を引く行為 ②1馬力以下の動力による地下水を汲み上げる行為 ③水道管、ガス管等の埋設(但し、有効断面積45cm²を越える管渠により、区域外から地下水を引く場合を除く。)
地表水に関する行為	<ul style="list-style-type: none"> ①地表水を放流する行為 ②地表水を停滞させる行為 ③地表水の浸透を助長する行為 	<ul style="list-style-type: none"> ①水田(地割れ等により地下浸透が発生しやすい場合を除く。②③も同様)への地表水の放流、または停滞させる行為 ②かんがいのために地表水を放流する行為 ③日常生活に係わる地表水の放流 ④海、河川等の公共用水域、又は用排水路への地表水の放流 ⑤ため池等の貯水施設への地表水の放流、又は貯留
法切又は切土に関する行為	<ul style="list-style-type: none"> ①法長3m以上の法切 ②直高2m以上の切土 	
施設の新設又は改良に関する行為	<ul style="list-style-type: none"> ①断面積600cm²を越える用排水路(但し、これ以下であっても、地割れ等により地表水の浸透しやすいものは含む。②も同様) ②6m³を越えるため池、池、その他の貯水施設 ③載荷重10t/m²以上の施設又は工作物 	<ul style="list-style-type: none"> ①断面積600cm²以下の用排水路 ②6m³以下のため池、池、その他の貯水施設
上記以外の行為	<ul style="list-style-type: none"> ①地表から深さ2m以上の掘削 ②地すべり防止施設から5m以内の地域における掘削 ③載荷重10t/m²以上の土石その他の物件の集積 	<ul style="list-style-type: none"> ①直径35cm以下のボーリング(水の浸透しない地質の土地におけるボーリング又は水の浸透を防止する工法を用いるボーリング) ②1m以上離れたところにおける50cm未満の掘削で、直ちに埋め戻すもの
他法と重複する行為		<ul style="list-style-type: none"> ①森林法、砂防法の許可行為と同一の内容のものについて、両方のいずれかの許可を受けた行為については、新たに地すべり等防止法に基づく許可を受けることを要しません。